（トンガ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、トンガ王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月五日にヌクアロファで

トンガ王国

外務大臣兼国防大臣　トゥポウトア・ウルカラ

トンガ王国駐在

日本国特命全権大使　稲垣久生閣下

○外務省告示第十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月十九日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和８年１月５日	2024年８月２日	ＴＴ6574432
令和８年１月５日	2017年12月21日	ＴＲ9702164
令和８年１月５日	2024年８月20日	ＴＴ6710824
令和８年１月５日	2025年４月８日	ＭＶ0008618

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十九日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　宏高

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：東京支店 郵便番号：105―0012 所在地：東京都港区芝大門二丁目12番18号 電話番号：03―3437―1231	営業所又は事務所の名称：東京支店 郵便番号：104―0028 所在地：東京都中央区八重洲二丁目10番17号 電話番号：03―3437―1231

(2)　変更年月日

令和８年１月19日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十九日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	167.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	164.4
青森県	347.7
岩手県	109.6
宮城県	63.8